

丹生ダム建設事業の中止に伴う一般県道中河内木之本線の整備
について（状況報告）

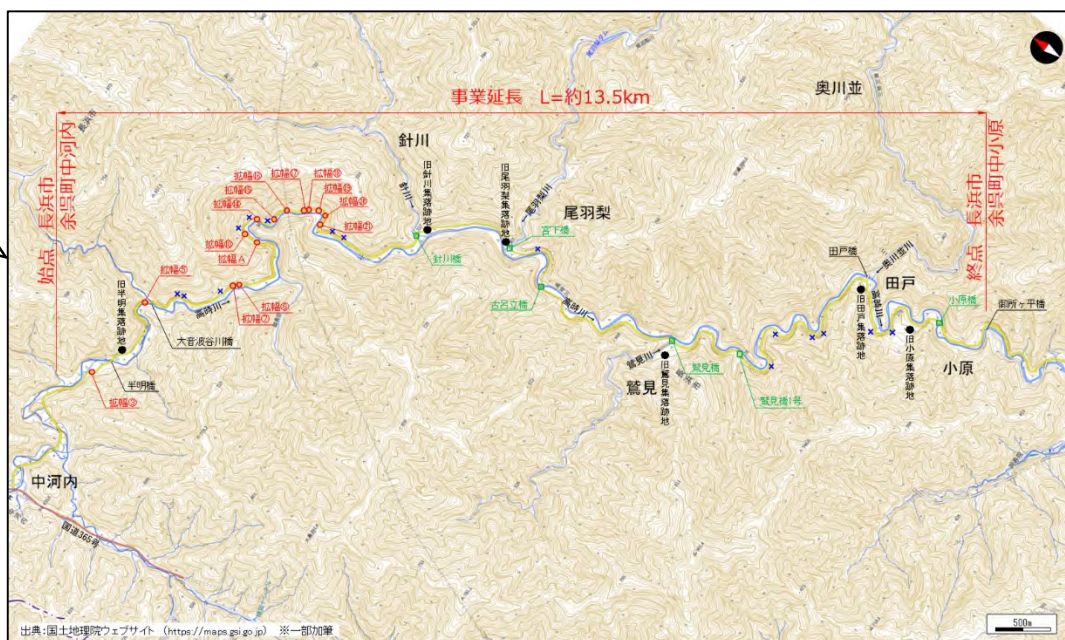
■事業經過

- 平成 28 年 9 月 11 日に締結した「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書」に基づき設置された地域整備協議会において、地域整備実施計画（平成 29 年 4 月版）が策定された。
- この実施計画に位置付けられている地域振興の核となる道路整備として、平成 29 年から水資源機構に施行委託を行い、県道中河内木之本線の整備を行っているものである。
- 令和 8 年度末をもって、丹生ダム建設事業の事業主体である水資源機構による施行は終わるが、令和 4 年 8 月豪雨による県道の被災により、県が事業主体となる道路改良（現道拡幅等）に遅れが生じ、令和 9 年度以降も継続実施する必要があることから、国（近畿地方整備局）への施行委託について協議を進め、県道整備の早期完成・供用開始を図るものである。

■事業概要

- 協 定 名 (仮称)丹生ダム建設事業の中止に伴う一般県道中河内木之本線等整備に関する協定
- 相 手 方 (協議中)国土交通省近畿地方整備局
- 事業場所 滋賀県長浜市余呉町中河内～小原
- 事業内容 事業延長L＝約13.5km
道路拡幅 14箇所、橋梁整備 6橋、安全対策 15箇所 等
注)工事の進捗状況および精査により実施内容が変更となる可能性がある。
- 協定期間 未定
- 協 定 額 未定

■事業概要図



■関係機関等との調整状況

- 令和8年6月15日 近畿地方整備局（河川管理者）と合同現地調査を行い、河川特性や地形条件等を踏まえ、安全対策の実現性について意見交換を実施。



写真 合同現地調査状況（令和8年6月15日）

- 令和8年7月末現在 6月15日の合同現地確認を踏まえ、コストおよび施工性等を踏まえた対策工法を検討中。

■国等への要望状況

- 令和8年8月（予定）令和9年度以降も丹生ダム建設事業に伴う地域整備は継続して実施する必要があることから、「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る基本協定書（平成28年9月締結）」に基づき、この10年を振り返り、課題等を整理した上で、ダム事業を中止した国の責任において、地域整備の更なる推進を図る必要があることから、地元（丹生ダム対策委員会、滋賀県および長浜市）の3者で国に対して要望（予定）。